別紙２

大阪広域水道企業団議会運営に係る確認事項

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>確　認　内　容　等</th><th>確認した会議(時期)</th></tr>
<tr><td>１</td><td>議長,副議長の選挙方法</td><td>・選挙の方法は、指名推選とする。
・指名の方法は、持ち回りとする。</td><td>H24.2 定例会
（R2.2 議員全員協議会で持ち回り順序の表を改定）</td></tr>
<tr><td colspan="4">≪持ち回り順序≫
<table>
<tr><th>ブロック</th><th>議長</th><th>副議長</th><th>団体数</th><th colspan="6">団体名</th></tr>
<tr><td>政令市</td><td>③</td><td>－</td><td>1</td><td colspan="6">堺市（３人）</td></tr>
<tr><td>北大阪</td><td>④</td><td>②</td><td>7</td><td>豊中市、</td><td>池田市、</td><td>吹田市、</td><td>高槻市、</td><td>茨木市、</td><td>箕面市、</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">摂津市、</td></tr>
<tr><td>東部大阪</td><td>⑤</td><td>③</td><td>9</td><td>守口市、</td><td>枚方市、</td><td>八尾市、</td><td>寝屋川市、</td><td>大東市、</td><td>門真市、</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>東大阪市、</td><td>四條畷市、</td><td>交野市</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>河南</td><td>⑥</td><td>④</td><td>7</td><td>富田林市、</td><td>河内長野市、</td><td>松原市、</td><td>柏原市、</td><td>羽曳野市、</td><td>藤井寺市、</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">大阪狭山市、</td></tr>
<tr><td>阪南</td><td>①</td><td>⑤</td><td>8</td><td>岸和田市、</td><td>泉大津市、</td><td>貝塚市、</td><td>泉佐野市、</td><td>和泉市、</td><td>高石市、</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>泉南市、</td><td>阪南市、</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">町村</td><td rowspan="3">②</td><td rowspan="3">①</td><td rowspan="3">10</td><td colspan="2">北大阪ブロック　①</td><td>島本町、</td><td>豊能町、</td><td>能勢町</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">河南ブロック　②</td><td>太子町、</td><td>河南町、</td><td>千早赤阪村</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">阪南ブロック　③</td><td>忠岡町、</td><td>熊取町、</td><td>田尻町、</td><td>岬町</td></tr>
</table>
※１：　役職欄の①は第１年目のこと。本表では令和２年度を①とした。
※２：　ブロック内の持ち回り順は、市町村コード順（市制施行順⇒町村施行順）とする。
※３：　持ち回り時に、議員選出団体でない場合その他やむをえない場合は、次の順位の団体から選出することとし、当該団体の順位は、次回持ち回り時に最優先される。
ただし、この配分方法は、１巡目の役職が旧方式ですべて配分されたブロックから適用する。なお、町村ブロックは、ただちに本項を適用する。（網掛ブロックは新方式適用ブロック）</td></tr>
<tr><td>２</td><td>議席の指定</td><td>・市町村コード順とし、同一市から複数選出されているときはそれぞれの市の議席順とする。
（議席一覧表をもって了承）</td><td>H23.７臨時会</td></tr>
<tr><td>３</td><td>会議録署名議員</td><td>・議席番号順とする</td><td>H23.７臨時会</td></tr>
<tr><td>４</td><td>議案の取扱い（原則）</td><td>①提出議案は一括議題とし、提案趣旨説明も一括して聴取し、質疑、討論についても一括議題で実施する。
②採決については、議案を個別に分離して起立採決とする。なお、各議員の賛否は事前に確認しない。
③今後、議員全員協議会において本日の議事運営について協議する際に、①と②の前段の取扱いを説明し、確認を行う。</td><td>H23.11 定例会</td></tr>
</table>

		・なお、①と②の前段の取扱いを変更する場合は、議員或いは議長団から提案し、協議の上、決定する。	
5	発言通告書及び発言順序 〇発言通告書の提出 〇発言順序	・質疑、一般質問、討論については、発言しようとする議員は、あらかじめ議長に発言通告書（別紙 1、2）を提出しなければならない。(会議規則第 51 条、第 61 条) ・質疑、一般質問についての提出期間は、定例会、臨時会ともに提出予定議案の概要が公表される招集告示日の午前 10 時から発言を行う日前 3 日（企業団の勤務しない日（土曜、日曜、祝日）を除く）の午後 1 時までとする。討論については、質疑終結後に本会議を休憩し、議員全員協議会を開催して通告の有無を確認する。 ・質疑、一般質問については、発言通告書の提出順とする。討論については、討論交互の原則を前提に「くじ」により定める。	H23.11 定例会 （H24．10 議員全員協議会で「発言通告書の提出」第2項を改正）
6	質問及び討論 ・質疑、質問時間 ・討論時間 ・その他	・原則として、１人 15 分以内（答弁時間を除く）。 ・原則として、１人 10 分以内。 ・質問、討論を行う議員が多数の場合は、答弁時間を除いた質問、討論の時間を、2 時間以内となるよう議員間で調整する。	H23.7臨時会
7	請願の取扱い ・審議時期 ・審議の場 ・趣旨説明 ・質疑、討論	・開会の2週間前までに提出された請願を当該議会において審議する。 ・原則として、本会議のみで行う。 ・紹介議員が行う。紹介議員が欠けている場合は、事務局に請願文書表を朗読させる。 ・議案とは別に配分し、発言通告、時間等は5、6に同じとする。	H23.7臨時会（審議時期） R5.8 臨時会

別紙　1

令和　　年　　月　　日

大阪広域水道企業団議会議長　様

大阪広域水道企業団議会議員

氏　名

発　言　通　告　書

次のとおり、発言したいので、通告します。

発　言　の　別　（　質　　疑　　・　　一般質問　）	
質疑・質問の方法　（　一括方式　　・　　一問一答方式　）	
項　　目	発言要旨

※　「一般質問」を選択された場合、一括方式（3 回まで）または一問一答方式を選択してください。
「質疑」のみの場合は、一問一答方式は選択できません。

別紙　２

令和　　年　　月　　日

大阪広域水道企業団議会議長　様

大阪広域水道企業団議会議員

氏　名

発　言　通　告　書

次のとおり、発言したいので、通告します。

発　言　の　別　（　討論用　）	
項　　目	発 言 要 旨

※ 発言通告書には、討論の対象とされる議案名、あわせて「賛成」又は「反対」どちらの討論かを記載してください。